

「共家事促進事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

共家事（ともかじ）促進事業委託業務

2 委託業務履行期限

令和5年3月31日（金）

3 業務の趣旨

男性の家事・育児関連に費やす時間は女性と比べて非常に短く、「ひょうご男女いきいきプラン2025」では、6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児関連時間を1日85分から120分に増やす数値目標を掲げている。

そこで昨年度は「ゆる家事大作戦」として、男性が取り組みやすい家事負担を軽減するための工夫やアイデアを県ホームページやSNS等で発信した。

今年度は、各家庭の家事を「見える化」し、家事について話し合うためのツールの作成及びツールを活用した、家族の家事に対する行動変容につながる事業実施により、家族みんなが無理なく家事を分担することが当たり前となる気運の醸成をめざす。

4 業務内容

当該事業を受託する企業（以下「受託企業」という。）は、以下の内容の業務を実施する。

(1) 家事を「見える化」するツールの作成及び家事分担につなげる行動変容促進業務

ア 家族で家事分担等について考え、家事を「見える化」するツールの作成

① 本事業のねらい

- ・家族一人一人がどの家事にどの位の時間を費やしているか、どの家事に負担を感じているかを確認でき、その負担を軽減するために、家族の家事分担や家事支援サービスの活用等について話し合うことができるツール（家事シェアシート等）の作成

② 提案いただきたい内容

上記①を満たす、効果的な事業に関する企画提案

- ・ツールの内容（作成イメージ、特徴、媒体等）
- ・ツールは広く県民が使用することを前提として作成
- ・ツールは紙媒体に限らない（電子媒体や組み合わせによる提案も可）
- ・わかりやすく適切な指標を用いた評価手法

イ 家事分担につなげる行動変容促進業務

① 本事業のねらい

- ・アで作成したツールを利用し、家族が楽しく家庭生活を送るため、家庭に合った家事分担となるよう行動変容のきっかけづくりとなる企画提案とすること。
- ・実際の利用状況や活用後の家事負担の軽減状況、家事分担の変化などを取材・発信し、広く県民に行動変容を呼びかける。
- ・昨年実施した「ゆる家事大作戦事業」の家族と一緒に楽しく家事を行う趣旨を踏まえ、家族内での分担だけでなく、家事代行等外部サービスの活用にもつながり、無理なく家事をおこなうよう意識の変化につながる提案とすること。

② 本事業の主なターゲット

- ・新婚・子育て世帯等

③ 提案いただきたい内容

上記①及び②を満たす、効果的な事業に関する企画提案

- ・企画案（実施時期、対象、実施手法）

- ・取材後作成するコンテンツの内容（記事・動画等のイメージ）
- ・発信方法（媒体〔SNS、HP、紙、動画等〕、時期）
- ・わかりやすく適切な指標を用いた評価手法
- ・情報を発信するSNS（YouTube, Twitter, Instagram, Facebook）やインターネットは兵庫県または、男女青少年課がアカウントを所有する媒体での発信を活用することも可。

(2) 留意事項

ア 企画提案書は「1 事業の趣旨」、「2 事業内容・実施方法」、「3 実施体制」で構成すること。

「2 実施内容・実施方法」については、4 (1) アとイに分けて記載し、実施方法、実施時期、実施場所、事業の対象、事業規模（参加者見込）、実施により見込まれる効果についてできるだけ具体的に列記すること。

イ 関係先との連絡調整、事業実施にかかる参加者の募集や受付等の準備行為及び実施については、受託者が行うこととする。

ウ 発注者においても、事業の実施や広報に関して、可能な範囲でのアドバイス、協力をを行う。

エ 原則として、参加者等に満足度や家事負担の変化等に関するアンケートを実施し、結果をまとめ、納品すること。

オ 兵庫県ホームページ等の広報媒体への掲載について参加者の了解を得ること。

カ 事業の内容について発注者との協議により了解を得た上で実施すること。また、協議による変更等についても速やかに対応すること。

キ 受託後にあつて、発注者から受託者の提案とは異なる内容・プランでの実施を求められた場合、受託金額の範囲内で柔軟に対応すること。

ク 審査は、企画力、業務理解度、独創性、実現可能性、遂行能力等を総合的に勘案して行う。

5 委託料

4の事業について、金3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、契約内容および契約額については、委託事業者決定後、県（男女青少年課）との打ち合わせにより決定する。

6 実績報告

(1) 提出期限 令和5年3月31日（金）

(2) 提出物

事業実施報告書 1部

また、業務全体に対する成果指標を1つ以上提示し、業務終了後に効果測定を行い、その成果指標の達成状況を記載すること。

7 包括的事項

(1) 提案にかかる費用については、準備行為及び連絡調整等にかかる費用も含めてすべて委託料で賄うこと

(2) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について発注者と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。

(3) 本業務の実施にあたって、新型コロナウイルスの感染症の感染防止対策を十分に講じることとし、同感染症の影響で、日程等を変更する必要がある場合は、発注者と協議の上、柔軟に対応すること。

- (4) 本業務において撮影した人物及び風景等使用したものすべての画像データ及び制作したデザインデータ等については、著作権は兵庫県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質の電子データ（文章：Word形式、写真・イラスト：jpgもしくはgif、動画：発信方法により協議）としてCD-R等に保存し納品すること。
- (5) 成果品に関するすべての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。また成果品は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 発注者に随時受託業務の進捗状況を説明すること
- (7) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (8) 本業務の実施にあたっては、発注者からの指示に迅速に対応すること
- (9) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。